

化粧をめぐる企業と消費者の関わり

— その歴史的考察 —

(2012年7月2日受付; 2012年9月27日受理)

平松 隆円

神戸国際大学
国際日本文化研究センター

Relationship Between Companies and Consumers over the Cosmetics — Historical Consideration —

Ryuen HIRAMATSU
ryuenhrm@nichibun.ac.jp

*Kobe International University,
International Research Center for Japanese Studies*

Abstract

Cosmetics are used for face and body directly. Therefore using of cosmetics may cause allergies to people. The consumers have been attacked by lead poisoning and melanoderma (dark skin damage caused by increased deposits of melatonin) historically by using of cosmetics. Economic activities of a company were given priority over the communications with consumers. Information on reporting and close attention to consumers has been very poor. How should a company communicate with consumers and society, and perform its economic activities? In addition, how should consumers accept the products and information that a company provides? In this study, the author introduces lead poisoning caused by cosmetics and considers the melanoderma as an example.

(Received July 2, 2012; Accepted September 27, 2012)

Key words: *cosmetics, lead poisoning, melanoderma, companies, consumers, social responsibility*

(Journal of the Japan Research Association for Textile End-Uses, Vol.53, pp.1032-1037, 2012)

要 旨

化粧品は、身体に直接施すものであるため、その使用が各種のアレルギーなどを誘発する可能性がある。歴史的に、消費者は化粧の使用により鉛中毒や黒皮症に冒されたりしてきた。その時々で、企業の経済活動が優先され、また情報提供や注意喚起の稚拙さの問題が生じた。企業は、どのように消費者や社会と関わり、経済活動をおこなうべきなのか。また、消費者は企業の提供する製品や情報を、どのように受け止めていくべきか。本研究では、化粧品による鉛中毒と黒皮症の事例を取り上げ考察した。

キーワード：化粧品、鉛中毒、黒皮症、企業、消費者、社会的責任

1. はじめに

化粧品とはなにか。薬事法では、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」¹⁾と化粧品を定義している。このことから化粧とは、清潔、美化、魅力増進、容貌変更を意図して、顔面に限定されず身体に塗抹される行動を意味していることがわかる。

人々は、「魅力向上・気分高揚」²⁾などを期待して化粧をおこなっている。しかしながら、化粧品は医薬品ではないため、当然ながらその効果をうたうことはできない。

そのため、企業による広告宣伝、消費者による化粧に対する期待、実際の効用とのあいだにズレを生む可能性を否定できない。また、身体に直接施すものであるため、化粧品の使用が各種のアレルギーなどを誘発する可能性もある。

歴史的に化粧をめぐる企業と消費者の関わりは、順風だったわけではない。ときに、ある化粧品が消費者に害をおよぼし、企業に対して責任を追求することもあった。いったい企業は、どのように消費者や社会と関わり、経済活動をおこなうべきなのか。また、消費者は企業の提供する製品やその情報を、どのように受け止めていくべきか。

本研究では、化粧によって生じた鉛中毒と黒皮症とを例にあげ、化粧をめぐる企業と消費者の関係を歴史的な視点から読み解き、なぜそのような被害を生んだのかを検討する。

なお、鉛中毒は白粉に含まれていた鉛成分によって引き起こされた症状であり、近代になってから原因があきらかとなった日本で最初の化粧による健康被害の事例である。また、黒皮症は現代になってから社会問題化した化粧品による健康被害の事例であり、両者の比較を通じて企業の社会的

責任と消費者のあり方はどうあるべきかについて考えてみたい。

2. 白粉の有毒性とその使用

1900(明治33)年4月17日、内務省より省令第17号がだされた。それは、現在の食品衛生法の前身ともいえる「有害性著色料取締規則」だった。その第1条で「左ニ掲クル物質又ハ之ヲ含有スルモノ 砒素、抜榴謨、嘉度密烏謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黄、必倔林酸、『ヂニトクロゾール』、『コルリン』」³⁾と有害性着色料が指定された。そして、「第一条第一種の著色料は販売ノ用ニ供スル化粧品、歯磨、小兒玩弄品(絵雙紙、錦絵、色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ズ」⁴⁾と、鉛の化粧品への使用が禁じられた。じつは、白粉には鉛が含まれていた。

1887(明治20)年、時の外務大臣井上馨が東京麻布の鳥居坂に八窓亭という茶寮を新築した。その落成披露として、明治天皇をはじめとする皇族、内閣総理大臣である伊藤博文を含む閣僚を招いて、井上馨が4日間にわたる天覧歌舞伎を開催した。

このときの様子を、中村福助の名で義経を演じた中村歌右衛門(=中村芝翫)は、「天顔に咫尺して演ずる次第でありますから、名乗りをあげる左團次の富樫の声は震へ、殊に番卒の團右衛門、荒次郎、升蔵の声などは小さくて聞き取れない位みでありました。いよいよ私の義経の出になりますと、平素たしかでない私は恐れ多いために一入震へるやうで困りました」⁵⁾と回想している。

本人がいうように、明治天皇を前にして畏れ多く、また感激のあまりに震えたのだろう。しかし中村歌右衛門は、その前から手足の震えや関節痛などに悩まされていた。明確に原因がわからないまま、温泉療法などをおこなっていたが効果がな

かったらしい。

中村歌右衛門は、「舞台に出ては唯々恐れ多いために、思ふやうに台詞が云へず、しかも舞台から二三間向ふは真暗のやうで何も見えないのです」⁶⁾と、恐れ多いために舞台にあがると台詞も思うようにいえなくなったと回想している。だが、実際は「中村芝翫は明治二十年福助と名乗りし頃井上伯邸にて展覧芝居を演じたる時、突然左足が震へ出だし、身体に異常を呈したれど、当時は何病なるや少しも分らず、其後度々震出すゆゑ松本順、橋本綱常、佐藤進、榊順次郎などの諸先生の診察を仰ぎ、漸く鉛中毒に中りたるものと判然せし」⁷⁾と、緊張ではなく白粉に含まれる鉛の中毒が原因だった。

天覧歌舞伎から3年後の1890(明治23)年2月28日に、順天堂医事研究会会長の佐藤進が「おしろいノ中毒症状ニ就テ」という研究を発表した。

佐藤進は、歌舞伎役者に多かった慢性鉛中毒に似た症状の原因が、役者が日常的に使用する白粉にあるのではないかと考えた。そして、友人の東京帝国大学応用化学科教授高松豊吉に白粉の成分分析を依頼し、その有毒性をあきらかにした。

中村歌右衛門が鉛毒に冒されているのではないかという疑惑は、以前からあった。この研究をはじめたきっかけが、天覧歌舞伎にあることは間違いない。そして、これ以降、従来の鉛を含む白粉から、無鉛白粉の開発と製造が試みられるようになる。だが、それは簡単なものではなかった。

1900(明治33)年4月17日にだされた有害性著色料取締規則が、同年7月1日より施行としながらも、化粧における鉛の使用については附則第11条で「鉛白は当分の内第四條ノ規定ニ拘ハラズ化粧品トシテ之ヲ使用スルコトヲ得」⁸⁾と、使用禁止の期限を設けていなかった。

内務省は白粉による鉛中毒を認識しながら、使用を許可していた。それは「鉛が入らざれば附が悪く艶がなく色が悪く、舞台を一幕仕舞つて楽屋へ戻れば、更らに白粉の付け直しをしなければならぬと云ふ不便ある所より、毒はありと知りつゝも鉛混入の白粉即ち鉛白を用ひ来りたるものにて、内務省にても直接急激に害なきものなれば、当分化粧品として使用する事を得と今尚許可して」⁹⁾とあるように、消費者が有毒性を知って使うなら止めはしない、また役者という特定の者だけが鉛毒に侵されるならかまわないということだったのかも知れない。

附則第11条が設置された理由が、内務省自身



図1 中村歌右衛門(『演藝畫報』1938年)

の判断だったのか、業界からの反発があったからなのかは、わからない。ただ、白粉を製造していた多くは、前代から続く家内工業であり、鉛を含まない新しい白粉の開発は、技術的にも経営的にも難しかった。

1914(大正3)年頃において、白粉の原料である鉛白を製造するには、「和蘭法」「獨乙法」「佛蘭西法」「電気法」の4つがあった。そのうち「和蘭法」は、ただ壺に酢酸を入れ、穴の開いた中蓋の上に鉛板をおき、3か月ほど風通しの良いところで放置するだけでよかった。

そして白粉は、この鉛白:120に対して、グリズリン:10、香料(ローズなど):適宜を混ぜ合わせるだけでつくることができた。もし、鉛白を使用しないことになれば、白粉そのものの原料から新たに開発しなくてはならない。それは、家内工業として白粉を製造していた家族経営的企業にとっては、非常に難しいことだった。

危険性があきらかになったものの使用され続けた白粉は、1925(大正14)年にふたたびその有害性が注目される。京都帝国大学小児科初代教授だった平井毓太郎が、この年の3月28日に愛知医科大学でおこなわれた日本小児科学会第30回大会で「所謂脳膜炎」について発表した。

1890(明治23)年頃から、膿性脳膜炎、結核

性脳膜炎，脳室脳膜炎でもない脳膜炎に似た症状をもつ乳幼児が多数存在していた。しかしながら，脳膜炎ではなく，また原因や前例のない症例であったため，便宜上その症状を「所謂脳膜炎」とよんでいた。

平井毓太郎は，所謂脳膜炎患児の臓器組織，脳脊髄液，尿，糞便などの鉛含有量の測定をおこない，乳幼児の所謂脳膜炎が母親の用いていた白粉中の鉛に原因があることをあきらかにした。

鉛中毒が，役者や成人女性の問題だけにとどまらず乳幼児にも影響があることがわかった。それによって，天覧歌舞伎から約 50 年たった 1930 (昭和 5) 年 10 月 12 日にだされた内務省令第 30 号で，やっと鉛を含む白粉の製造販売が禁止された。

3. 黒皮症の発症

1960 (昭和 35) 年頃から，化粧をすると顔が黒くなったと訴える女性が増えた。いわゆる黒皮症騒動である。

この騒動は，1977 (昭和 52) 年 7 月に訴訟に発展した。第一次訴訟，第二次訴訟あわせて大阪，京都，兵庫，福岡，東京などの女性ら 17 名が，資生堂，ポーラ化成工業，ジャパンオリリー，香椎化学工業，日研製薬，龍宝堂製薬の 6 社を相手取り，化粧品を使って顔面黒皮症の損害を負ったとして，総額 1 億 7000 万円の損害賠償請求をおこなった。

1976 (昭和 51) 年に，大阪で化粧品公害被害者の会が結成され，1981 (昭和 56) 年 12 月 16 日に和解に至るまで，裁判は約 5 年もの長期にわたって 38 回の公判がおこなわれた。最終的に，一部の化粧品と黒皮症の因果関係を企業が認め，安全の追求を目指すとともに，万が一被害者があらたにでた場合には最善の努力をすることとして，企業は訴訟と弁護士費用を含む和解金 5000 万円を支払うことで決着した。

黒皮症とは，顔面などの皮膚が色素沈着のために黒ずんで，褐色や紫灰色などを呈する症状である。1917 (大正 6) 年にウィーンの皮膚科医リール (Gustav Riehl) が初めて報告したことから，リール症 (Riehl Melanosis) ともよばれる。また女性に患者が多いことから，女子顔面黒皮症ともよばれた。

しかしながら，女性に特有の症例ではなく男性も罹患する。1977 (昭和 52) 年までの 3 年間で，大阪回生病院皮膚科を訪れた黒皮症患者 93 例の 5 パーセントにあたる 5 例は，男性だった。

黒皮症の原因は，化粧品に含まれる添加物と考えられていた。1977 (昭和 52) 年までの 2 年間で，大阪大学付属病院皮膚科を訪れた患者 160 例にパッチテストをしたところ¹⁰⁾，クリーム・乳液で 77 例，口紅で 63 例，ファンデーションで 61 例，化粧水で 53 例，チークで 49 例にアレルギー反応があった。

実際，男性の黒皮症患者も，ローションや乳液，整髪料などの化粧品に含まれる香料，黄色 204 号などの色素，イルガサン DP300 などの殺菌剤が原因だった¹¹⁾。だが，添加物が原因成分と考えられていたものの，化粧品に使用される成分は，すべてが表示されていたわけではなく，その特定が難しかった。そのため，企業は「その人の生活環境，体質など複雑な要素がからんでおり，化粧原因と決めるのは行き過ぎ¹²⁾と反論し，『化粧品使用と，黒皮症などの障害との因果関係は否認する』『責任については争う』¹³⁾と主張した。

しかし，黒皮症と化粧品の因果関係はすでに，1943 (昭和 18) 年には指摘されていた。京都帝国大学医学部皮膚科教室の大原一枝が『皮膚科紀要』に「再発性落屑性顔面紅皮症ニ就テ」という研究論文を発表している。

そのなかで，黒皮症が 1935 (昭和 10) 年頃から増加傾向にあり，その原因が化粧品にあることが指摘されている。1935 (昭和 10) 年の時点で，突然と皮膚が激しいかゆみとともに赤く腫れると



図 2 化粧品訴訟原告に聞く (『朝日新聞』1977 年)

いう症例が4例報告されていた。1936(昭和11)年から1941(昭和16)年までの5年間で89例あり、原因が特定できなかった28例を除いた61例中、42例で化粧品が原因だった。

原告団には、黒皮症が理由で仕事を失った女性、夫と離婚した女性などがいた。なかには、「三人の子どもたちから『友だちがいろいろいうから授業参観に来ないで』といわれた」¹⁴⁾女性もいたという。

黒皮症は、その原因物質の特定が難しいこともあり、有効な治療法がなく、皮膚科医たちは化粧の使用をやめ、肌の新陳代謝を促すことしかできなかった。しかしながら、黒皮症患者にすれば「医者に『化粧はやめるように』といわれたが、会社勤めをしていたこともあり、黒いほおを隠したい一心で、なかなか化粧と縁が切れなかった」¹⁵⁾という。化粧で黒皮症となり、その黒皮症を隠すためにさらに原因となった化粧を使用する。そのようなことが繰り返された。

訴訟を通じて企業に対し、①成分を表示する、②原料物の安全性に対して医薬品なみの安全テストをする、③副作用のモニターを実施する、④化粧品が皮膚の健康によいとする宣伝をやめる、⑤化粧品は健康に必要なだという薬事法を再検討する、などが要望された。

この訴訟が、企業に努力を促すきっかけとなった。行政もアレルギー物質の成分表示義務など、薬事法の改正もおこった。その結果、埼玉、愛知、京都、大阪、山口、福岡の計15の大学病院や民間病院が調査したところ¹⁶⁾、1974(昭和49)年で147例だったものが、1978(昭和53)年では313例と増加していたものの、1979(昭和54)年では104例と大幅に減少した。

また、消費者自身の化粧に対する安全意識も高まり、無添加化粧品や自然派化粧品などが求められるようになった。ついには1981(昭和56)年3月、富山県富山市で化粧にとらわれない女性の生き方を考えるノーメイククラブが結成され、化粧品のあり方だけにとどまらず、化粧をするという行動に対しても見直されるようになった。

4. 化粧をめぐる企業と消費者の関係、その責任

19世紀後半、白粉に鉛が含まれ有毒であることが承知で使用されていた。しかし、だからといって企業に無鉛白粉をつくれとの運動も、また鉛白粉の不買運動もおこなわれなかった。少ないながらも、伊東胡蝶園などが無鉛白粉を製造していたが、無鉛白粉よりも鉛白粉の方がきれいに仕上が

るからと、有毒性を承知で使用していた。いや、消費者も企業も鉛の有毒性について、十分に理解していなかった。

「白粉禁止などと極端に走りては天然の美女こそさし障りなけれ普通の者は今迄よりも見にくくなり然らでだに疎暴に流れ易き女学生等の醜はいよいよ醜態を露出して天真の度を越し文明どころか野蛮人となり」¹⁷⁾と、寄稿者の水原翠香は白粉の使用を女学生に勧めている。

白粉禁止とあるのは1903(明治36)年頃、新聞などで白粉に含まれる鉛による中毒の危険性がたびたび指摘され、白粉の使用を止めようという報道があったことを受けている。水原翠香は、白粉に鉛が含まれ、それが中毒を引き起こす可能性は認めていた。だが、「世間読者の心を騒がせ己が新聞を多くうらむとする外ならず」¹⁸⁾と、白粉を使用する女性がすべて鉛中毒になるわけではなく、新聞社が購読数を増やしたいがために読者の不安を煽っているだけで、気にする必要がないと反論した。むしろ、女学生が白粉も塗らず、外貌が醜く、身だしなみができていないことの方が問題だと考えていた。

水原翠香は、女学生を主な対象とし、女子教育に必要な多岐にわたる事柄を網羅した『女学世界』に寄稿している。当時の一般女性、少なくとも女学生のあいだで、このような考え方が主流だった。だからこそ、白粉が使用され続けた。

白粉に含まれる危険性が消費者に正しく認識されず、企業も経済活動を追求し、行政もそれを支えた。その結果、半世紀以上も有毒な白粉が使用され続けることになった。もし鉛中毒が、痙攣や麻痺などではなく、黒皮症といった外貌への疾病であつたら、白粉が使用され続けたかどうかはわからない。

黒皮症騒動は、裁判による企業イメージの低下や訴訟リスクが企業を動かし、安全対策の強化を促した。しかし、1943(昭和18)年にはすでに危険性が報告されていたものの、何ら対策がとられることはなかった。それは、白粉同様に企業の経済活動が優先されたからだ。

化粧品を製造する企業が、皮膚科学に関する専門の『皮膚科紀要』に掲載された論文を知らなかったとは考えにくい。むしろ、黙殺したとも考えられる。行政も1976(昭和51)年の時点で「この色素を含む化粧品の新規許可はストップしている。まだ“灰色”の段階なので、さらに調査して、“クロ”という結論が出れば市販品の回収措置も

とる」¹⁹⁾と、危険性を認識していた。しかし、業界への配慮からか、黒皮症の原因と考えられていた「この色素」(=赤色 219 号)の全面的な使用禁止措置をとらなかった。

消費者に対しても、黒皮症騒動は大きな意味をもつ。スキンケア化粧品が栄養クリームとよばれ、肌には栄養が必要だとする誤った知識が主流だった当時、化粧品がときとして害をもたらすことがあり、化粧品の使用には十分な注意が必要だという意識を喚起した。

そして、安全な化粧品を消費者は求めるようになった。つまり、自然由来の成分によって製造された化粧品を要求するようになった。たしかに、黒皮症は鉱物油や合成界面活性剤をはじめとする添加物が原因だった。だが、植物アレルギーがあるように、石油系合成原料だけが必ずしも原因にはならない。にもかかわらず、消費者は石油系合成原料を嫌い、植物や海藻由来の原料を好むようになった。のちにこれは過剰となり、動物由来の成分についても 2000 (平成 12) 年頃からは狂牛病騒動を受け、嫌うようになる。企業も、動物性コラーゲンはイメージが悪いと使用を控え、乳化剤も牛脂の代わりに植物から抽出した脂を使うようになった。

自然=ナチュラルがキーワードとなり、自然由来の原材料による化粧品の要求だけではなく、自然な仕上がりになるような化粧法や化粧をしない生き方そのものも求めるようになった。

5. おわりに

企業の社会的責任はどうあるべきか。そして、消費者は企業からの発信をどのように受け止めていくべきか。

化粧品における鉛中毒と黒皮症の事例から学ぶべきは、消費者に害をもたらすと疑われることが指摘されたのであれば、目先の利益や企業イメージにとらわれることなく、その情報を公開し製品開発に活かしていく企業の姿勢である。そして、消費者もまた危険性を正しく理解し、消費者自身が求めるものを企業に働きかけることである。

現在、日本で流通する化粧品で使用可能な原材料の審査は厳しい。諸外国で使用可能でも、日本で使用できないものは多い。それは、鉛中毒や黒皮症の反省が生かされているからだ。安全な製品を開発し、消費者に供することは当然、企業の社会的責任であり、それが企業の利益を生み出している。

今後も企業は、より安全で質の高い製品の供給を期待されるだろう。だが消費者は、企業任せにしてよいわけではない。より安全な製品は、企業と消費者の協働によって生まれるからである。その意味でも、企業が製品を提供し、消費者が享受するという一方向ではなく、消費者の声を聞くとともに製品をつくるという双方向性が企業の社会的責任として必要なのだ。

文献

- 1) 厚生労働省；薬事法, <http://law.e-gov.go.jp/> (2011)
- 2) 平松隆円・牛田聡子；化粧に関する研究 (第 3 報) - 大学生の化粧意識の構造解明と化粧行動との関連性 -, 織消誌, 45 (11) : 53-62 (2004)
- 3) 内閣官報局 (編)；“明治年間法令全書 : 33-5” 原書房, 東京, 91 (1983)
- 4) 内閣官報局 (編)；“明治年間法令全書 : 33-5” 原書房, 東京, 92 (1983)
- 5) 中村歌右衛門；続魁玉夜話 : 21, “演藝畫報 : 6 月号” 演藝畫報社, 東京, 18 (1938)
- 6) 中村歌右衛門；続魁玉夜話 : 21, “演藝畫報 : 6 月号” 演藝畫報社, 東京, 18 (1938)
- 7) 東陽堂；“風俗画報 : 6 月号” 東陽堂, 東京, 33 (1906)
- 8) 内閣官報局 (編)；“明治年間法令全書 : 33-5” 原書房, 東京, 92 (1983)
- 9) 東陽堂；“風俗画報 : 6 月号” 東陽堂, 東京, 33 (1906)
- 10) 朝日新聞社；朝日新聞 12 月 10 日朝刊 (1976)
- 11) 朝日新聞社；朝日新聞 9 月 22 日朝刊 (1977)
- 12) 朝日新聞社；朝日新聞 7 月 23 日朝刊 (1977)
- 13) 朝日新聞社；朝日新聞 10 月 11 日夕刊 (1977)
- 14) 朝日新聞社；朝日新聞 7 月 23 日朝刊 (1977)
- 15) 朝日新聞社；朝日新聞 7 月 23 日朝刊 (1977)
- 16) 朝日新聞社；朝日新聞 12 月 18 日夕刊 (1981)
- 17) 水原翠香；白粉問題, “女学世界 : 7 月号” 柏書房, 東京, 30 (1903)
- 18) 水原翠香；白粉問題, “女学世界 : 7 月号” 柏書房, 東京, 28 (1903)
- 19) 朝日新聞社；朝日新聞 12 月 10 日朝刊 (1976)